

重要事項説明書

2026年10月1日版

●火災共済事業規約・同施行規則及び交通災害共済事業規約・同施行規則の内容がご契約内容となりますので、あらかじめ、当組合のホームページ等でご確認ください。また、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を「契約概要」に、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載しています。上記の共済事業規約・同施行規則と併せて内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

●この書面は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細については、『ご契約のしおり』をご参照ください。また、ご不明な点は当組合までお問合せください。

火災共済事業

【契約概要】

I. 商品のしくみ

この共済は、共済期間内にⅡに記載している事故が発生し、共済の目的である建物・家財へ損害を受けた場合に、損害共済金及び費用共済金をお支払いします。

Ⅱ. 保障の内容

1. お支払いの対象となる事故

火災（風呂（自費設置のもの）の空だきを含む）、破裂・爆発、落雷、航空機の墜落、自動車の飛び込み、水濡れ（耐火構造のみ）

2. お支払いする費用共済金の種類

費用共済金の種類	お支払いの内容
臨時費用共済金	仮住まいの家賃等、思わぬ出費のための費用をお支払いします。
残存物取片づけ費用共済金	事故時の片づけにかかる清掃費用等をお支払いします。
失火見舞費用共済金	ご自宅からの火災等により、第三者の所有する建物等に被害が及んだ場合で、自己の費用で見舞金等を支出した場合にお支払いします。
修理費用共済金	賃貸住宅の損害を、賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合にお支払いします。
漏水見舞費用共済金	漏水等により第三者の住居に水濡れ損害を与え、自己の費用で見舞金等を支払った場合にお支払いします。（耐火構造のみ）

3. 主な免責事由（保障の対象とならないもの・共済金をお支払いできない主な損害）

主なものを記載しています。詳しくは火災共済事業規約（共済の目的の範囲）、（共済金を支払わない損害）に記載しておりますので、ご参照ください。

①保障の対象とならないもの

■空家、建築中の建物、通貨、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。）有価証券、貴金属、宝石、商品、半製品、原材料、営業用の機械・器具・備品等は対象となりません。

②共済金をお支払いできない主な損害

■地震又は噴火若しくは津波（以下「地震等」といいます。）により生じた損害や地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）による損害及び発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大して生じた損害についても共済金はお支払いできません。

Ⅲ. 付加できる主な特約及びその概要

共済契約に付加できる特約はありません。

Ⅳ. 共済期間（共済のご契約期間）

共済期間は1年間です。ただし、1年未満の共済契約も可能な場合があります。詳しくは当組合までお問合せください。

V. 引受条件（共済金額（ご契約金額））

1. 共済金額（ご契約金額）について、建物4,000万円・家財2,000万円を上限として、当組合が定める建物・家財の標準的な加入額の範囲内で設定してください。詳しくは、火災共済事業規約（共済金額）に記載しておりますので、ご参照ください。
2. 万一、事故が発生した場合に十分な保障が受けられるよう、当組合が定める建物・家財の標準的な加入額に過不足なくご契約ください。
3. 建物のみのご契約では家財への損害は保障されません。契約漏れのないようご注意ください。

VI. 共済掛金額

年額1口あたりの共済掛金額は下記のとおりです。また、1口あたりの保障額は10万円です。

共済掛金額は建物の構造・用途、共済金額（ご契約金額）によって決まりますので、詳しくは、当組合までお問合せください。なお、共済掛金の支払方法は年払となります。

建物の構造・用途	耐火造専用住宅	木造専用住宅	商店併用住宅 作業場併用住宅 木造共同住宅
共済掛金額	40円	90円	170円

VII. 解約返戻金の有無

共済契約はいつでも解約することができます。ご契約を解約される場合には当組合までご連絡ください。

なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち、経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金として、当組合の規定によりお支払いいたします。詳しくは、当組合までお問合せください。

【注意喚起情報】

I. 告知義務・通知義務

1. 契約締結時における注意事項（告知事項等）
- （1）ご契約者には、ご契約時に当組合が質問した下記の告知事項について、ご回答いただく義務（告知義務）があります。故意又は重過失により、ご回答いただけない場合や虚偽のご回答があった場合には、ご契約は解除となりますのでご注意ください。
- 「告知事項」
- 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途
 - 火災等を事故とする法律に基づく他の共済契約、保険契約の有無
- （2）ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には共済契約は無効となります。
- 契約者が他人のために共済契約をしたとき。
 - 契約者が共済の目的(共済の対象である建物又は家財)が既に火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していることを知っていたとき。
2. 契約成立後における留意事項（通知義務等）
- ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当組合までご通知ください。
- ご通知がないと変更後に生じた事故による損害については、共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
- （1）共済契約者の住所、氏名、生年月日・共済の目的の所在地・共済の目的となる建物又は家財の共済金額又は契約口数・共済契約者と同居する共済契約関係者の人数
- （2）1. (1)の告知事項に変更が生じたとき。
- （3）共済の目的の建物又は、共済の目的の家財を収容する建物を改築、増築をするとき。
- （4）30日以上空家または無人にするとき。
- （5）共済の目的を他の場所に移転するとき。(火災等をさけるために、5日間の範囲内で移転する場合を除きます。)
- （6）共済の目的につき、火災等以外の原因によって損害が生じたとき。
- （7）共済の目的の建物又は、共済の目的の家財を収容する建物を一部又は全部解体するとき。

(8) 共済の目的が共済の目的の範囲外になること。

II. 責任開始期

新規でご契約をいただいた場合の共済責任は、共済契約の成立日(共済掛金の払込みのあった日)の翌日から開始します。また、満了するご契約が更新される場合の共済責任は、更新前の契約の満期日の翌日から開始します。

III. 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な事由）

この共済は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細につきましては火災共済事業規約(共済金を支払わない損害)に記載されておりますので、ご参照ください。

1. 契約者、共済金受取人の故意又は重大な過失によって生じた損害
2. 共済契約者と同一世帯に属する方の故意により生じた損害
3. 戦争、その他変乱によって生じた損害
4. 地震又は噴火若しくはこれらによる津波によって生じた損害
5. 核燃料物質等を起因とする事故によって生じた損害
6. 3から5による火災(延焼、拡大を含みます。)損害や火元の発生原因を問わず3から5によって延焼、拡大した損害

IV. 共済掛金の支払い猶予期間

満了するご契約が更新される場合の共済掛金は、契約満期日までにお支払いください。ただし、同一内容で更新される場合は、当該契約満期日の翌月末日までお支払いの猶予期間がありますので、猶予期間内にお支払いください。なお、猶予期間内にお支払いがない場合は、契約が失効となり当該契約満期日の翌日以後に起きた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

V. 解約と解約返戻金

共済契約はいつでも解約することができます。ご契約を解約される場合には当組合までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち、経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金として、当組合の規定によりお支払いします。詳しくは、当組合までお問合せください。

VI. クーリングオフ

この共済契約は、契約期間が1年間の短期契約ですので、クーリングオフ(契約の申込みの撤回又は解除)の適用はありません。

VII. その他ご注意いただきたい事項

1. 他の火災保険や火災共済等に重複してご加入の場合で、火災等の事故により共済金をお支払いするときは、当組合の規定により他の火災保険や火災共済等と調整をする場合があります。詳しくは当組合までお問合せください。

2. 第三者の行為で火災等の事故が発生した場合で当該第三者から損害賠償を受けたときは、お支払いする共済金から損害賠償を受けた金額を差し引いてお支払いします。

3. 次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。

(1) ご契約者又は共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を生じさせ又は生じさせようとしたこと。

(2) ご契約者又は共済金受取人が、共済金の請求及び受領に際し、詐欺の行為を行い又は行おうとしたこと。

(3) ご契約者又は共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること。

(4) ご契約者又は共済金受取人が、当組合からの信頼を損ない、共済契約の継続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

4. ご契約者から共済契約を更新しない意思の表示又は変更の申出がされない場合は、共済契約は満了するご契約と同一の内容で自動的に更新します。ただし、当該契約満期日の翌月末日までに共済掛金のお支払いがない場合は、更新日(満期日の翌日)に遡り効力を失います。なお、事業規約及び施行規則を変更する場合があります。そのときは、更新日(満期日の翌日)における変更後の事業規約及び施行規則の内容で共済契約が更新します。

※過去の共済金請求歴等により契約をお引き受けできない場合があります。

※補償内容に変更が生じる場合は、当組合ホームページでご案内いたします。

交通災害共済事業

【契約概要】

I. 商品のしくみ

この共済は、共済期間内にⅡの1に記載している交通事故により、被共済者が傷害を受けた場合又は死亡された場合に共済金をお支払いします。

Ⅱ. 保障の内容

1. 共済の対象となる交通事故

- ①運行中の交通乗用具にとう乗中の当該交通乗用具に起因する事故
- ②運行中の交通乗用具との衝突若しくは接触又は、その火災若しくは爆発等による事故
- ③運行中の交通乗用具の積載物との衝突若しくは接触又は、その落下等による事故

■交通乗用具とは、道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両(自動車、原動機付自転車、軽車両(自転車等)、トロリーバス)、汽車、電車、気動車、ケーブルカー、リフト、モノレール、航空機、船舶をいいます。又、車いす(身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方がとう乗しているもの) も含みます。

2. 主な免責事由(交通事故とはならないもの・共済金をお支払いできない主な傷害)

主なものを記載しています。詳しくは交通災害共済事業規約の(用語の定義)、(共済金を支払わない傷害)に記載しておりますので、ご参照ください。

①交通事故とはならないもの

- 駅構内、百貨店の階段、エレベーター、エスカレーター、室内における事故
- 小児用自転車、小児用三輪車、ベビーカー、モーターボート、ヨット、釣船等の単独自損事故
- 駐車中の車両・繫留中の船舶の事故

②共済金をお支払いできない傷害

■被共済者又は共済金受取人の重過失により生じた傷害や原因が直接、間接を問わず、戦争その他事変又は天災により生じた事故による傷害は共済金のお支払い対象とはなりません。

Ⅲ. 付加できる主な特約及びその概要

共済契約に付加できる特約はありません。

Ⅳ. 共済期間(共済のご契約期間)

共済期間は1年間です。ただし、1年未満の共済契約も可能な場合があります。詳しくは当組合までお問合せください。

Ⅴ. 引受条件(共済金額(ご契約金額))

1. 死亡共済金

交通事故により傷害を受け、その直接の結果として事故に遭われた日(以下「事故日」といいます。)から180日以内に死亡された場合に、共済契約の種類により加入1口につき下記のとおりお支払いいたします。

共済契約の種類	A型	B型	C型
死亡共済金	50万円	300万円	450万円

2. 傷害共済金

交通事故により傷害を受け、その直接の結果として医師等の治療を受けた場合で、その治療期間が14日以上あれば、事故日から180日以内を限度として共済契約の種類により下記のとおりお支払いします。詳しくは、交通災害共済事業規約の(傷害共済金)に記載しておりますので、ご参照ください。

共済契約の種類	A型	B型	C型
傷害共済金	加入1口につき 1万円から12万円	通院1日1,000円(60日限度) 入院1日3,000円(180日限度)	通院1日1,500円(60日限度) 入院1日4,500円(180日限度)

※事故日から180日を超える部分については、お支払いできません。

※同一の事故により同じ日に重複して通院又は入院したときは、医療機関を問わず1日の通院又は入院とみなし共済金を

算定します。なお、通院と入院が重複したときは入院1日とし算定します。

※入院とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。介護老人保健施設等の介護保険法に定める施設への入所については、入院に含みません。

※通院とは、病院又は診療所もしくは整骨院に通い、又は往診により治療を受けることをいいます。[治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のもの及び介護保険法に定める居宅サービス(訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護等)は通院に含みません。]

3. 遺児共済金

被共済者が18歳未満で、当該被共済者の父母又は父母のいずれかが1の死亡共済金の支払い対象となった場合に、遺児共済金として20万円を当該被共済者にお支払いします。

Ⅵ. 共済掛金額

年額1口あたりの共済掛金額は下記のとおりです。なお、共済掛金の支払方法は年払となります。

契約の種類	A型	B型	C型
共済掛金額	400円	2,000円	3,000円
ご加入限度	2口	1口	1口

Ⅶ. 解約と解約返戻金

共済契約はいつでも解約することができます。ご契約を解約される場合には当組合までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち、経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金として、当組合の規定によりお支払いします。詳しくは、当組合までお問合せください。

【注意喚起情報】

I. 告知義務・通知義務

1. 契約締結時における注意事項（告知事項等）

ご契約者には、ご契約時に当組合が質問した下記の告知事項について、ご回答いただく義務（告知義務）があります。故意又は重過失により、ご回答いただけない場合や虚偽のご回答があった場合には、ご契約は解除となりますのでご注意ください。

«告知事項»

■身体 の 傷害を担保とする法律に基づく他の共済契約、保険契約又は特約の有無

2. 契約成立後における留意事項（通知義務等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当組合までご通知ください。

ご通知がないと変更後に生じた事故については、共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（1）住所、氏名等に変更が生じた場合又は被共済者が死亡した場合

（2）1. の告知事項に変更が生じたとき。

Ⅱ. 責任開始期

新規でご契約をいただいた場合の共済責任は、共済契約の成立日(共済掛金の払込みのあった日)の翌日から開始します。また、満了するご契約が更新される場合の共済責任は、更新前の契約の満期日の翌日から開始します。

Ⅲ. 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な事由）

この共済は交通事故であっても次の1、2に掲げる事由によって生じた傷害及び3～5の間に生じた事故によって被った傷害に対しては共済金をお支払いいたしません。

- 1. 被共済者又は共済金受取人の重過失、犯罪行為、又は被共済者の自殺行為によって生じた傷害
- 2. 原因が直接・間接を問わず、戦争その他事変又は天災により生じた傷害
- 3. 被共済者が法令で定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 4. 被共済者が法令で定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

5. 被共済者が列車、路面電車の軌道敷地内若しくは自動車専用道路内に立ち入り又は、当該軌道若しくは道路を当該交通機関以外の方法により通行し、当該交通機関と接触、衝突によって生じた事故

■交通事故であっても、初診日から全治の日までの治療期間が14日に満たない場合は、共済金をお支払いできません。

■交通事故であっても法令違反に起因する事故の場合は共済金を減額してお支払いする場合があります。

Ⅳ. お支払いする共済金の制限等

1. 請求書類のうち、交通事故証明書又は交通機関の管理者等が確認（現認）している事故証明書が取得不能で、事故証明書取得不能理由書（注1）で請求したとき。

2. 交通事故による傷害が、外傷性頸部症候群（むちうち症）又は、腰・背痛で医師の医学的他覚所見（注2）が得られないとき。

※(注1)提出がない場合は共済金をお支払いできません。

※(注2)理学検査・神経学検査・臨床検査・画像検査等により認められる異常所見をいいます。

詳しくは、当組合までお問合せください。

Ⅴ. 共済掛金の支払猶予期間

満了するご契約が更新される場合の共済掛金は、契約満期日までにお支払いください。ただし、同一内容で更新される場合は、当該契約満期日の翌月末日までお支払いの猶予期間がありますので、猶予期間内にお支払いください。なお、猶予期間内にお支払いがない場合は、契約が失効となり当該契約満期日の翌日以後に起きた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

Ⅵ. 解約と解約返戻金

共済契約はいつでも解約することができます。ご契約を解約される場合には当組合までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の共済期間のうち、経過していない期間に相当する共済掛金を解約返戻金として、当組合の規定によりお支払いします。詳しくは、当組合までお問合せください。

Ⅶ. クーリングオフ

この共済契約は、契約期間が1年間の短期契約ですので、クーリングオフ（契約の申込みの撤回又は解除）の適用はありません。

Ⅷ. その他ご注意いただきたい事項

1. 次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。

（1）ご契約者又は共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を生じさせ又は生じさせようとしたこと。

（2）ご契約者、被共済者又は共済金受取人が、共済金の請求及び受領に際し、詐欺の行為を行い又は行おうとしたこと。

（3）ご契約者又は共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること。

（4）ご契約者又は共済金受取人が、当組合からの信頼を損ない、共済契約の継続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

2. ご契約者から共済契約を更新しない意思の表示又は変更の申出がされない場合は、共済契約は満了するご契約と同一の内容で自動的に更新します。ただし、当該契約満期日の翌月末日までに共済掛金のお支払いがない場合は、更新日（満期日の翌日）に遡り効力を失います。なお、事業規約及び施行規則を変更する場合があります。そのときは、更新日（満期日の翌日）における変更後の事業規約及び施行規則の内容で共済契約が更新します。

※過去の共済金請求歴等により契約をお引き受けできない場合があります。

※補償内容に変更が生じる場合は、当組合ホームページでご案内いたします。

大阪市民共済生活協同組合 〒541-0041 大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザ10階

TEL：0120-866-844 営業時間：9：00 ～ 17：30（土日祝除く）

当組合は取得した個人情報を、当組合が行う事業に関する商品及びこれらに付帯・関連するサービスの提供等に利用します。その他の目的に利用することはありません。